

令和2年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人にじ色会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和2年10月19日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	評議員会の日時及び場所並びに議題・議案を決定することは、理事会の決議を要する事項となっているが、議事録に決議の内容の分かる記載が見受けられなかった。ついては、法定決議事項に準ずること。(社会福祉法第45条の9第10項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に係る法律第181条、社会福祉法人の認可について別紙2定款例<説明>3理事会)	今後、法定決議事項に準じ、理事会に於いて評議員会の日時及び場所、議題を議案の中に定め決定した事項を議事録に記載するようにする。
2	令和元年6月21日開催の評議員会で理事6人が選出された後、理事会で理事長及び業務執行理事を選定した決議が行われていなかった。ついては、理事会を開催し、選定すること。(社会福祉法第45条の13第3項)	今後評議員会開催後、理事会を開催し、選定するよう留意すると共に、次回直近の理事会で追認を取り、決議する。
3	理事長及び業務執行理事の職務の執行状況の報告について、令和元年6月3日の理事会での報告後当該年度中の実施が見られなかった。ついては、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上報告すること。(社会福祉法第45条の16第3項、定款第17条)	毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、理事長及び業務執行理事の職務執行状況を理事会に報告を行うようにする。 ※直近の理事会で報告を行うようにする。
4	理事及び監事について、欠格事由に当たらないこと等を就任前に確認する必要があるが、貴法人が保有する書類で確認することができなかった。ついては、適切に確認し、書類に残すこと。(社会福祉法第44条、社会福祉法人審査基準3,4)	今後理事及び監事について欠格事由に関する確認書を作成し、書類の保管を行う。